仙台市福祉施設等食材料費負担軽減事業補助金交付要綱 (令和5年7月1日健康福祉局長決裁)

(趣旨)

第1条 この要綱は、食材料費が高騰する中においても、福祉施設等が安定的に食事を提供できるよう、福祉施設等の設置者等の食材料費に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて、仙台市補助金等交付規則(昭和55年仙台市規則第30号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

- 第2条 この要綱において使用する用語は、次の各号に掲げる法律(第6条第2号、別表 及び様式第2号において「関係法等」という。)において使用する用語の例による。
 - (1) 介護保険法(平成9年法律第123号)
 - (2) 老人福祉法(昭和38年法律第133号)
 - (3) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第 123号)
 - (4) 生活保護法(昭和25年法律第144号)
- 2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - (1) 補助事業者 第8条の規定により補助金の交付の決定の通知を受けた者をいう
 - (2) 補助事業 第8条の規定により補助金の交付の決定の通知を受けた事業をいう
 - (3) 福祉施設等 別表において補助対象施設等として定める施設,事業又はサービスをいう
 - (4) 福祉施設等の設置者等 福祉施設等の施設の設置者又は事業若しくはサービスの 実施者をいう
 - (5) 利用者等 福祉施設等に入所又は利用している利用者をいう

(補助金の交付対象者)

第3条 この補助金の交付を受けることができる者は、福祉施設等の設置者等のうち、市内においてその施設を運営している者、又はその事業若しくはそのサービスを実施している者とする。

(補助対象事業)

- **第4条** この補助金の交付対象となる事業は、福祉施設等の施設の運営又はサービス若しくは事業の実施であって、次の要件に適合しているものとする。
 - (1) 市内において実施されていること
 - (2) 令和6年3月1日までに実施されていること
 - (3) 令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間(第6条及び別表において「補助対象期間」という。)において通算して1月以上実施されていること
 - (4) 令和4年度以降に利用者等が負担すべき食材料費の値上げを行っていないこと(値上げした金額について、令和5年度の物価上昇を見込んでいない場合は除く)

(補助対象経費)

第5条 この補助金の交付対象となる経費は、別表に定めるとおりとする。

(補助金の額)

- 第6条 この補助金の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。
 - (1) 補助対象期間において補助対象事業が実施された期間が12月である場合,別表に定める事業区分ごとに,同表に定める補助単価に同表に定める対象者数を乗じて得た額(同表の補助対象施設等のうち高齢者福祉施設等の小規模多機能型居宅介護及び複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護)にあっては,入所施設の当該額と通所施設の当該額の合計額。)
 - (2) 補助対象事業が令和5年4月2日から令和6年3月30日までの間において休止又は廃止(関係法等の規定による手続を行っていない事実上の休止又は廃止を含む。)をした場合であって、補助対象期間において当該事業が実施された期間が通算して1月以上12月未満であるとき、前号の規定による補助金の額に当該事業が実施された月数(月途中での休止又は廃止(関係法等の規定による手続を行っていない事実上の休止又は廃止を含む。)の場合、休止又は廃止月は月数に含めない)を乗じ、12で除して得た額(その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額。)
 - (3) 補助対象事業が令和5年4月2日から令和6年3月1日までの間において開始した場合であって、補助対象期間において当該事業が実施された期間が通算して1月以上12月未満であるとき、第1号の規定による補助金の額に当該事業が実施された月数(月途中での開始の場合、開始月は月数に含めない)を乗じ、12で除して得た額(その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額。)
 - (4) 福祉施設等が令和4年度以降に利用者等の負担する食材料費の値上げを行っているが、令和5年度の物価上昇を見込んだ値上げを行っていない場合、別表に定める補助単価を2で除して得た額を補助単価として、上記各号により算出した額(その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額。)

(交付の申請等)

- 第7条 規則第3条第1項の規定による交付の申請は、「仙台市福祉施設等食材料費負担 軽減事業補助金交付申請書(様式第1号)」を市長が別に定める日までに提出すること により行うものとする。
- 2 この補助金の交付を受けようとする者は、市長が必要と認めるときは、前項の規定による書類の提出に併せて、市長が別に定める方法により、この補助金の請求に係る情報を市長に提出しなければならない。

(交付の決定)

第8条 規則第6条の規定による決定の通知は、「仙台市福祉施設等食材料費負担軽減事業補助金交付決定通知書(様式第2号)」により行うものとする。

(交付の条件)

第9条 規則第5条第2項の規定による交付の条件は、「仙台市福祉施設等食材料費負担 軽減事業補助金交付決定通知書(様式第2号)」に定めるもののとおりとする。

(交付決定の変更等)

- 第10条 規則第5条第1項第1号及び第2号の規定による変更等の申請は,「仙台市福祉施設等食材料費負担軽減事業補助金変更等承認申請書(様式第3号)」を提出することにより行うものとする。
- 2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付決定を取消し又は変更すべきものと認めるときは、速やかに補助金の交付決定を取消し又は変更するものとする。
- 3 市長は、前項の規定により交付決定を取消し又は変更したときは、「仙台市福祉施設 等食材料費負担軽減事業補助金変更等承認通知書(様式第4号)」により通知するもの とする。
- 4 市長は、第2項の規定による審査の結果、交付決定を取消し又は変更することが不適当と認めるときは、補助事業者に対し、「仙台市福祉施設等食材料費負担軽減事業補助金変更等不承認通知書(様式第5号)」により、その旨及び理由を通知するものとする。

(補助金の交付)

第11条 この補助金は、規則第15条第1項ただし書きの規定による概算払又は実績払により交付するものとする。

(実績報告)

第12条 規則第12条第1項の規定による実績報告は、「仙台市福祉施設等食材料費負担軽減事業補助金実績報告書(様式第6号)」を市長が別に定める日までに提出することにより行うものとする。

(補助金の額の確定等)

- 第13条 市長は、前条の規定による実績報告を受けた場合において、当該報告に係る書類の審査及び必要に応じ現地調査等を行った上で、補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助額の額を確定するものとし、規則第13条の規定による通知は、「仙台市福祉施設等食材料費負担軽減事業補助金確定通知書(様式第7号)」により行うものとする。
- 2 市長は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、確定額が交付 済みの補助金額と一致しない場合、その差額を追加交付又は返還させるものとする。

(決定の取消し)

- **第14条** 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の 交付の決定の全部又は一部を取り消すものとする。
 - (1) 虚偽その他不正の手段により補助金の交付の決定又は交付を受けたとき

- (2) 補助金を他の用途に使用したとき
- (3) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他規則又はこの要綱に基づき市長が行った指示に違反したとき
- 2 市長は、前項の規定による取消しを行ったときは、理由を付して書面により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の返環)

第15条 市長は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消し に係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その全部又は一 部の返還を請求するものとする。

(立入検査等)

- 第16条 市長は、必要があると認めるときは、補助事業者から報告若しくは資料の提出を求め、又は当該職員にその事務所、事業所等に立ち入らせ、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させるものとする。
- **2** 市長は、前項の結果、必要があると認めるときは、補助事業者に対し改善その他必要な措置を講ずるよう指導することができる。

(書類の整備等)

第17条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿等の証拠書類を整備し、かつ補助金の交付を受けた年度の翌年度から5年間保存しておかなければならない。

(委任)

第18条 この要綱の実施に関し必要な事項は、健康福祉局長が別に定める。

附 則

(実施期日)

- 1 この要綱は、令和5年7月1日から実施し、令和5年4月1日から適用する。 (この要綱の失効)
- 2 この要綱は、令和6年3月31日限りで、その効力を失う。

別表 (第2条第2項第3号, 第5条及び第6条第1号関係)

表(第2条第2 事業区分	補助対象施設等		補助対象経費	補助	 力単価	単位
高齢者福祉	()	入所施設)	補助対象期間	50,	000円	対象者数
施設等	ア	介護老人福祉施設	に補助対象施設			
	1	短期入所生活介護	等において使用			
	ウ	介護老人保健施設	した食材料に要			
	ェ	短期入所療養介護	した費用			
	オ	認知症対応型共同生活介護				
	カ	特定施設(介護付有料老人				
	Σ	ナームに限る)				
	+	養護老人ホーム				
	ク	軽費老人ホーム				
	ケ	小規模多機能型居宅介護				
	コ	複合型サービス(看護小規				
	柞	莫多機能型居宅介護)				
	(j	通所施設)		12,	300円	
	ア	通所介護				
	1	地域密着型通所介護				
	ウ	認知症対応型通所介護				
	エ	通所リハビリテーション				
	オ	小規模多機能型居宅介護				
	カ	複合型サービス (看護小規				
	-	莫多機能型居宅介護)				
障害者福祉		入所施設)		50,	000円	
施設等	ア					
	1	療養介護				
	ウ	短期入所				
	エ	宿泊型自立訓練				
	オ					
		福祉ホーム				
		障害児入所施設		マム	1.0.0	
		通所施設) 生活介護		ノ <i>〜</i> ク: 00円	12, 3	
	ア	生石刀 護 自立訓練(機能訓練)			200	
	イウ	自立訓練(矮能訓練)			200円800円	
	エ	就労移行支援		, , ,	000	
	ナオ					
	カ	就労継続支援B型				
	7					
	.,	2079/1日 お月田大田 レマ ブ				

	ク	小規模地域活動センター		
	ケ	日中一時支援事業		
	⊐	児童発達支援		
	サ	放課後等デイサービス		
救護施設及	ア	救護施設	50,000円	
び日常生活	1	日常生活支援住居施設等		
支援住居施				
設等				

備考

- 1 「補助対象施設等」については、関係法等の規定による本市の指定、認可、認定若しくは 登録がなされたもの又は本市からの委託若しくは補助により実施するもので市長が認めるも のであること。なお、次の各号に掲げる施設等については、補助対象施設等に含まれないこ と。
 - (1) 本市を除く地方公共団体,地方独立行政法人又は独立行政法人が設置するもの(高齢者福祉施設等の入所施設のウの介護老人保健施設並びに通所施設のアの通所介護及びエの通所リハビリテーションを除く。)
 - (2) 補助対象施設等のうち、利用者等に対し食事(おやつ等の提供を含む)の提供を行わない福祉施設等
- 2 単位における「対象者数」は、補助対象期間における各月の利用者延べ人数を各月の開 所日数で除して得た人数(その人数に小数点第1以下の端数があるときは、これを切り捨 てた人数。)の合計を、補助対象事業実施月数の合計で除して得た人数(その人数に小数点 第1以下の端数があるときは、これを切り捨てた人数。)とする。ただし、次の各号に掲げ る算出方法により得た対象人数に基づき概算払とすることができる。
 - (1) 令和4年4月1日時点で補助対象事業を実施している補助対象施設等の場合,対象者数は令和4年4月1日から令和5年3月31日の各月の利用者延べ数を各月の開所日数で除して得た人数(その人数に小数点第1以下の端数があるときは、これを切り捨てた人数。)の合計を、事業実施月数の合計で除して得た人数(その人数に小数点第1以下の端数があるときは、これを切り捨てた人数。)とする。
 - (2) 令和4年4月2日以降に補助対象事業を開始した補助対象施設等の場合,対象者数は事業開始日から3か月間の各月の利用者延べ数を各月の開所日数で除して得た人数(その人数に小数点第1以下の端数があるときは、これを切り捨てた人数。)の合計を、3で除して得た人数(その人数に小数点第1以下の端数があるときは、これを切り捨てた人数。)とする。
 - (3) 各号の算出方法により難い合理的な理由がある場合には、市長が指定する他の適切な方法により「対象者数」を推定するものとする。
- **3** 次の各号に掲げる補助対象施設等については、それぞれ当該各号の定めにより、2における利用者延べ数を計上するものとする。
 - (1) 高齢者福祉施設等
 - ア 入所施設のケの小規模多機能型居宅介護,通所施設のオの小規模多機能型居宅介護 については,ひとりの利用者が宿泊サービス及び通いサービスを同日で利用した場

- 合,入所施設の利用者延べ数にのみ計上する。
- イ 入所施設のコの複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護),通所施設のカの複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護)については、ひとりの利用者が宿泊サービス及び通いサービスを同日で利用した場合、入所施設の利用者延べ数にのみ計上する。

(2) 障害者福祉施設等

- ア 通所施設のうちアの生活介護及びカの就労継続支援B型(入所施設のアの障害者支援施設において通所施設のアの生活介護及びカの就労継続支援B型が一体的に実施されている場合に限る。)において、ひとりの利用者の入所施設および通所施設の同日の利用については、入所施設の利用者延べ数にのみ計上する。
- イ 通所施設のうちウの自立訓練(生活訓練)(入所施設の工の宿泊型自立訓練において 通所施設のウの自立訓練(生活訓練)が一体的に実施されている場合に限る。)において,ひとりの利用者の入所施設および通所施設の同日の利用については,入所施設の 利用者延べ数にのみ計上する。